

令和4年度「わかやま高齢者元気応援事業所」推奨事業実施要綱

(目的)

第1 本事業は、介護サービス事業所（以下「事業所」という。）の自立支援・重度化防止に関する取組及びその取組による介護サービス利用者（以下「利用者」という。）の日常生活動作に関する維持・改善状況を評価し、維持・改善状況が優良な事業所を推奨事業所として公表することにより、自立支援・重度化防止に向けたサービスの促進と、利用者自身の自立支援・重度化防止への取組の機運を高めることを目的とする。

(事業の対象)

第2 本事業の対象は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき指定を受けた和歌山県内に所在する事業所のうち、次の表の要件を満たす事業所とする。

対象事業所（サービス）種別	加算取得要件	加算取得要件に係る対象年度
通所介護 認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護	ADL維持等加算（I）、（II）又は（III）のいずれかを算定	募集年度又は募集年度から起算して過去2年度のいずれかにおいて、左記加算を算定していること。
介護予防通所リハビリテーション 総合事業（通所型サービス（従前相当））	事業所評価加算を算定	
通所リハビリテーション	移行支援加算又は社会参加支援加算を算定	
総合事業（通所型サービスC「短期集中」）	—	

(参加方法)

第3 事業への参加を希望する事業所ごとに、令和4年4月15日（金）から令和4年7月29日（金）までの間に、参加申込書（様式1）を県に提出するものとする。

(欠格条項)

第4 前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当する者は、本事業に参加することができない。

- (1) 参加申込日を基準として、過去1年間に法令に抵触し、又は不適正な運営を行った者
- (2) 参加申込日を基準として、過去5年間に不正請求や事件（虐待など）により行政処分又は刑事処分を受けた者
- (3) 消費税及び地方消費税並びに和歌山県税に未納がある者

(事業所の取組の促進)

第5 参加申込書を提出した事業所（以下「参加事業所」という。）は、介護サービスを通じて、利用者の自立支援・重度化防止に取り組むものとする。

(推奨事業所の決定)

- 第6 参加事業所は、別紙推奨基準に基づき推奨基準確認表（様式2）を作成し、令和5年2月24日（金）までに県に提出するものとする。
- 2 県は、別紙推奨基準を満たす事業所を「わかやま高齢者元気応援事業所」として推奨するものとする。
- 3 推奨の有効期間は、事業実施年度の翌年度4月から1年間とする。

(推奨事業所の広報等)

- 第7 県は、介護保険サービスを通じた自立支援・重度化防止の取組の機運を高めるため、推奨事業所の協力を得て、広く県民に情報を提供する。

(推奨等の取消し)

- 第8 県は、事業者又は推奨事業所が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、推奨を取り消すことができる。
- (1) 第4条の欠格条項に該当するとき。
- (2) 提出された書類等に虚偽の記載があったことが判明したとき。
- (3) その他、推奨の継続が適切でないと判断されるとき。

(定めのない事項)

- 第9 この要綱に定めのない事項については、その都度、別に定める。

推奨基準（第6条関係）

- (1) 参加申込月から令和5年1月までの間の任意の7か月間（以下「評価期間」という。）の最後の月（以下「評価期間終了月」という。）において、当該事業所の利用期間が6月を超える者（以下「評価対象者」という。）が、表1の左欄に掲げる対象事業所（サービス）種別ごとに、同表の右欄に掲げる人数以上であること。
- (2) 評価対象者について、推奨基準確認表（様式2）（※）により算出した評価点数の高い順に並べ、上位及び下位1割の者を除いた上で評価点数を合算し、平均して得た値が1以上であること。

※推奨基準確認表（様式2）の作成手順

- ①評価対象者について、評価期間の最初の月（以下「評価開始月」という。）と評価期間終了月において、推奨基準確認表（様式2）の判定基準に基づきADLを評価し、その評価に基づく値（以下「ADL値」という。）を測定する。
- ②評価期間終了月のADL値から評価開始月のADL値を控除して得た値に、表2の左欄に掲げる者に係る同表の中欄の評価開始月のADL値に応じてそれぞれ右欄に掲げる値を加算し、評価対象者ごとの評価点数を算出する。

(表1)

対象事業所（サービス）種別	評価期間中の利用者数
通所介護	
認知症対応型通所介護	
地域密着型通所介護	10人以上
介護予防通所リハビリテーション	
総合事業（通所型サービス（従前相当））	
通所リハビリテーション	
総合事業（通所型サービスC「短期集中」）	5人以上

(表2)

利用者	評価開始月のADL値	加算値
1 2以外の者	ADL値が0以上25以下	1
	ADL値が30以上50以下	1
	ADL値が55以上75以下	2
	ADL値が80以上100以下	3
2 評価開始月において、初回の要介護認定があった月から起算して12月以内である者	ADL値が0以上25以下	0
	ADL値が30以上50以下	0
	ADL値が55以上75以下	1
	ADL値が80以上100以下	2

様式1

令和4年度「わかやま高齢者元気応援事業所」推奨事業
参 加 申 込 書

法人名	
代表者名	
住所	
電話番号	

「わかやま高齢者元気応援事業所」推奨事業に参加したいので、以下のとおり参加申込書を提出します。

なお、当事業所及び運営する法人は、実施要綱第4条に定める欠格条項には該当しません。

1 事業所名等			
事業所名			
所在地	〒		
事業所番号			
担当者名	役職等 氏名		
連絡先	電話番号 () FAX番号 () 電子メール @		
事業所（サービス）種別 (該当するものにチェック)	□通所介護 □認知症対応型通所介護 □地域密着型通所介護 □通所リハビリテーション □介護予防通リハビリテーション □通所リハビリテーション □総合事業（通所型サービス（従前相当）） □総合事業（通所型サービスC）		
2 事業所の利用状況			
一月あたりの利用者数 (前年12月の状況)	利用定員 人	実人数 人	延人数 人
3 算定している加算種別について（該当するものにチェックしてください）			
<input type="checkbox"/> ADL維持等加算（I） <input type="checkbox"/> ADL維持等加算（II） <input type="checkbox"/> ADL維持等加算（III） <input type="checkbox"/> 事業所評価加算 <input type="checkbox"/> 移行支援加算 <input type="checkbox"/> 社会参加支援加算			
4 事業所の特徴やセールスポイント等（自立支援・重度化防止を目指した機能訓練メニュー、利用者の主体性向上やスタッフの意識向上への工夫等） ※別紙添付も可です。			

様式2

推奨基準確認表

評価対象者基本情報							
①年齢 (10項目)	点数 (100点満点)	判定基準	評価開始月 (A)	評価期間終了月 (B)	実施要編別紙 (第6条関係) 推奨基準(表2) による加算値 (C)	評価点数 (B) - (A) + (C)	改善状況等
食事	10点	自立、手の届くところに食べ物を置けば、トレイあるいはテーブルから一人で接触可能、必要なら介護器具をつけることができ、適切な時間内に食事が終わる			/ /	/ /	
	5点	部分介助(たとえば、おかずを切って細かくしてもらう)					
	0点	全介助					
移乗	15点	自立、ブレーキ、フットレストの操作も含む(非行自立も含む)			/ /	/ /	
	10点	軽度の部分介助または監視を要する					
	5点	座ることはできるが、移動は全介助					
	0点	全介助					
整容	5点	自立(洗面、歯磨き、整髪、ひげそり)			/ /	/ /	
	0点	全介助					
トイレ動作	10点	自立(衣服の操作、後始末を含む、ポータブル便器などを使用)			/ /	/ /	
	5点	部分介助、体を支えたり、トイレットペーパーを用いることに介助					
	0点	全介助					
入浴	5点	自立(浴槽につかる、シャワーを使う)			/ /	/ /	
	0点	全介助					
歩行	15点	自立、45m以上の平地歩行可、補装具(車椅子、歩行器は除く)の使用の有			/ /	/ /	
	10点	介助や監視が必要であれば、45m平地歩行可					
	5点	歩行不能の場合、車椅子をうまく操作し、少なくとも45mは移動できる					
	0点	全介助					
階段昇降	10点	自立、手すり、杖などの使用はかまわない			/ /	/ /	
	5点	介助または監視を要する					
	0点	全介助					
着替え	10点	自立、靴、ファスナー、袋具の着脱含む			/ /	/ /	
	5点	部分介助を要するが、少なくとも半分以上は自分でできる。適切な時間内にできる					
	0点	全介助					
排便	10点	失禁なし、洗腸、座薬の取り扱いにも可能			/ /	/ /	
	5点	時に失禁あり、洗腸、座薬の取り扱いに介助を要する					
	0点	全介助					
排尿	10点	失禁なし			/ /	/ /	
	5点	時に失禁あり、尿尿器の取り扱いに介助を要する場合も含む					
	0点	全介助					
総得点			0	0	0	0	